

道路管理課

長野県諏訪建設事務所告示第5号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成30年10月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年9月20日

長野県諏訪建設事務所長 丸山義廣

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 茅野北杜韭崎線
- 3 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
諏訪郡原村字裏之尾根13145番の2地先から	諏訪郡原村13520番の1地先まで	旧	7.1~8.6 m	0.2067 km
同上		新	9.0~10.3	0.2067

道路管理課

長野県諏訪建設事務所告示第6号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成30年10月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年9月20日

長野県諏訪建設事務所長 丸山義廣

- 1 路線名 茅野北杜韭崎線
- 2 供用を開始する区間
諏訪郡原村字裏之尾根13145番の2地先から
諏訪郡原村13520番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成30年9月20日

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第13号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成30年10月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

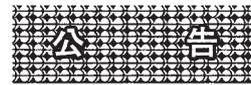
平成30年9月20日

長野県飯田建設事務所長 坂田浩一

- 1 路線名 418号

- 2 供用を開始する区間
下伊那郡売木村280番の7地先から
下伊那郡売木村524番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成30年9月20日

道路管理課



公告

県営田溝池地区緊急耐震工事計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第4項において準用する第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

平成30年9月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 縦覧に供する書類
県営田溝池地区緊急耐震工事計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成30年9月21日から10月22日まで
- 3 縦覧の場所
松本市役所

農地整備課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年9月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
飯田都市計画道路 3・3・6号北方座光寺線
飯田都市計画道路 3・4・16号下山妙琴原線
飯田都市計画道路 3・5・22号東新町座光寺線
飯田都市計画道路 3・3・39号大門黒田線

飯田都市計画道路 3・5・42号座光寺上郷線

2 都市計画を定める土地の区域

飯田都市計画道路 3・3・6号北方座光寺線

昭和58年長野県告示第466号の土地の区域のうち飯田市鼎名古屋並びに松尾上溝並びに上郷別府並びに上郷飯沼の各一部を変更し、飯田市座光寺の一部を追加する。

飯田都市計画道路 3・4・16号下山妙琴原線

平成8年長野県告示第511号の土地の区域のうち飯田市鼎上山の一部を変更する。

飯田都市計画道路 3・5・22号東新町座光寺線

平成7年長野県告示第142号の土地の区域のうち飯田市上郷飯沼の一部を変更し、飯田市座光寺の一部を追加する。

飯田都市計画道路 3・3・39号大門黒田線

平成7年長野県告示第729号の土地の区域のうち飯田市上郷黒田の一部を変更し、飯田市上郷飯沼並びに座光寺を削除する。

飯田都市計画道路 3・5・42号座光寺上郷線

飯田市座光寺並びに上郷黒田の一部を追加する。

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県飯田建設事務所、飯田市役所

4 縦覧期間

自 平成30年9月20日

至 平成30年10月4日

都市・まちづくり課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、長野県知事から、平成29年度財政的援助団体等の監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありました。

また、監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対する方針について通知がありました。

平成30年9月20日

長野県監査委員 田口敏子
 同 西沢利雄
 同 西沢昭子
 同 西沢正隆

1 【監査結果（指導事項）に関する報告に基づく措置（処理状況）の内容】

監査対象団体名	監査の結果	処理状況
地方独立行政法人長野県立病院機構	団体等に対する指導事項 1 貸倒損失処理に係る会計事務の改善 信州医療センターの貸倒損失処理について、時効の成立等により貸倒損失処理する債権（未収金）と、その債権と相手方の異なる債務（時効の成立した過誤納金）を相殺する不適切な会計事務が行われていましたので改善してください。	時効の成立した過誤納金は、貸倒損失処理する債権と相殺せず、雑収益に計上するよう改善しました。
公益財団法人長野県農業開発公社	団体等に対する指導事項 1 業務委託における履行確認の改善 農地中間管理機構運営事業の窓口業務等を市町村等に委託していますが、受託者から提出された実績報告書の経費内訳には、年度末である3月の事務用品等消耗品の購入が多く見受けられました。また、添付書類は支出伝票の写しのみで、購入内訳や納品時期等が確認できないものがありましたので、添付すべき書類を明確にし、業務の履行内容を適切に確認してください。	1 平成30年度の業務委託事業より、「農地中間管理機構運営事業の業務委託費実績検査について」を定め、これに基づく的確な会計経理検査により、事業の履行確認を適切に行います。 2 上記検査方針を的確に進めるため、下記事項を行います。 (1) 年度当初に開催する市町村・JA等の業務委託先への「農地中間管理事業業務委託先実務研修会」において、業務委託費の適正な支出、証拠書類の整備について具体的な説明を行い適正な事務処理の徹底を図ります。 (2) 年度途中において、公社職員が業務委託先の支出内容等を確認し、適切な事務執行を指導します。 (3) 実績報告書に添付された支出証拠書類に疑義が生じた場合は、支出先等に対して公社職員が支出内容を確認します。
公益財団法人長野県暴力追放県民センター	団体等に対する指導事項 1 旅費の適正な支給 旅費の支給に関しては県の旅費規程を準用していますが、宿泊を伴う旅費1件の支給において、誤って朝食代相当額を重複支給していたので、適正な支給に努めてください。	重複支給した700円にあつては、当該監査対象団体において、対象者から直ちに払い戻しを受け、平成29年度雑収入として計上して是正いたしました。 なお、その後に開催された当該監査対象団体における理事会及び定時評議員会にて、当該指導事項に係る報告を行っております。

公益財団法人南信州・飯田産業センター	<p>団体等に対する指導事項</p> <p>1 財務規則等に基づく事務処理の改善 物品の調達・管理及び講師謝金の支払いについては飯田市財務規則等を準用していますが、以下のとおり不適切な事務処理の事例がありましたので改善してください。</p> <p>(1) 地域発元気づくり支援金交付事業にかかる物品調達において、予定価格80万円以上の物品は競争入札により調達すべきところ、随意契約により調達していたこと。</p> <p>(2) 上記事業で調達した物品の貸付について、文書（貸借契約、貸与物品預かり証等）による事務処理がなく、物品管理があいまいとなっていたこと。</p> <p>(3) 前年度に実施したアドバイザー事業の謝金について、平成28年度になってから支払条件等を決定し、同年度の予算から支出していたこと。</p>	<p>1 (1) 準用している飯田市財務規則等を遵守し契約事務を行います。今後は、会計事務に関する研修を随時実施し、再発防止に努めます。</p> <p>(2) 物品の貸し付けにおいては、貸借契約を締結し物品管理を適正に実施します。</p> <p>(3) 適正な支出を徹底いたします。今後は、例月の書類審査時に会計担当と書類等を精査し、過年度の支出を防止します。 今後は適正な事務処理が図れるよう職員間で会計情報を共有いたします。</p>
--------------------	---	--

2 【監査結果（検討事項）に関する報告に基づく措置の内容】

監査対象団体名	監査の結果	措置状況
地方独立行政法人長野県立病院機構	<p>団体等に対する検討事項</p> <p>1 貸倒損失処理に係る適用要件の明確な運用 信州医療センターの貸倒損失処理において、長野県立病院機構会計規程実施規程第23条第4号「その他債権の収納が著しく困難であるとき」を適用し当該処理を行った事例にあっては、その要件が必ずしも明確でないものがありました。当該処理に係る適用要件の統一的な運用を図るためにも、あらかじめ要件を定めて例示するなど明確な運用となるよう検討してください。</p>	<p>貸倒損失処理に係る適用要件の明確な運用について、「その他債権の収納が著しく困難であるとき」を適用する場合は、『身寄りのない債務者が死亡した場合』や『転居先が不明の場合』などとするなど明確にし、適切な運用を図るよう改善しました。</p>
長野県スケート連盟	<p>所管課（教育委員会事務局スポーツ課）に対する検討事項</p> <p>1 補助事業者に提出を求める実績報告書等の内容の改善 社会体育振興事業補助金について、宿泊料に係る証拠書類が総額を記載した領収書のみで、明細の記載がないなど内訳の確認ができないと思われる事例が見受けられたことから、確認すべき項目を再度整理した上で、交付申請書、実績報告書等に添付する書類の記載内容等必要事項を補助対象者に明示し、事業内容をより適切に確認できるよう検討してください。</p>	<p>社会体育振興事業補助金の実績報告書に添付する宿泊料に係る証拠書類について、宿泊者人数及び宿泊日がわかる領収書（領収書に記載がない場合、明細書）とするよう整理し、交付決定時に通知しました。</p>

3 【監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対する方針】

監査対象団体名	監査の結果	意見に対する方針
地方独立行政法人長野県立病院機構	<p>団体等に対する意見</p> <p>1 経営改善の着実な実行 地方独立行政法人法に基づき評価委員会が行った当機構の平成28年度業務実績に関する評価結果においては、第2期中期目標・中期計画（期間：平成27年度から平成31年度まで）の達成に向けて、それぞれの病院が担う医療機能の充実に向けた様々な取組を積極的に行い、法人の安定した業務運営のための改善に取り組んでいる努力が認められた一方で、同年度の決算は、前年度より経常収益は減少、経常費用は増加したため、当機構発足以来最大の経常損失（2億6,379万余円）となり純資産が1億655万余円まで減少し、中期・年度計画を大幅に下回る厳しい財務状況となったことから、財務内容の改善に関する事項は早急な改善が必要であると評価されました。 そのうえで、今後も県民の期待に応える質の高い医療サービスを確実に提供していくためにも、経営基盤を強化し安定した経営の持続が必要不可欠であることから、機構全体で、また病</p>	<p>1 病院機構においては、各病院が自病院のおかれた現状を認識し、財務内容の健全化に向けた取り組みの一環として、平成32年度を見据えた『経営改善プログラム』を策定したところです。 今後は、そのプログラムの着実な実行により第2期中期計画の達成に向け、取り組みを強化してまいります。</p> <p>2 平成30年度は、従来から取り組んできた経営状況の分析に加え、経営改善及び医療制度改革や働き方改革等への取組強化を図るため、本部事務局に改革医療統括監（理事）を配置したほか、改革担当と経営戦略担当の次長をそれぞれ配置し、看護・医療技術職員数の適正化や必要な医師の確保のための施策を推進する体制を構築したところです。 給与制度の見直しについては、独法化以降順次取り組みを進め、看護職員、医療技術職員、事務職員の職分見直しによる給与費の抑制を図ってきたほか、理学療法士及び作業療法士の初任給調整手当の廃止、退職手当支給対象者の見直し及び異動範囲を限定した地域限定職</p>

	<p>院ごとに経営状況悪化の背景にある要因を分析し、早急な経営改善の取組の実施が強く求められています。</p> <p>同委員会の評価を真摯に受けとめ、財務内容の改善に関する課題について早急に原因分析及び対応策を検討するとともに、計画実現に向け着実に実行してください。</p> <p>2 経営状況を踏まえた給与制度のあり方等</p> <p>給与は職員のやる気を引き出し、働く満足度を高めるなど様々な効果を生み出す重要な要素ですが、一方で当機構の病院経営において、給与費は最大の費用であり、平成28年度の医業費用に占める給与費の割合は57.8%となっています。</p> <p>また、給与費は、人事委員会勧告に準拠し改定を実施したこと等から、前年度より4億2,100万余円増加し当機構発足以来最大の赤字決算となった一因であり、評価委員からは、病院経営では給与費の増加と収益の増加が必ずしも連動しないことから、経営の分析能力を高め、経営状況を踏まえた給与制度のあり方など、法人としてより一層の工夫・改善を図り、自立した経営に向けての取組を求める意見が出されています。</p> <p>平成29年度上半期の経営状況も非常に厳しい状況であることから、部門や診療科別の収益及び原価を算出し各単位の採算性を検証するなど精度の高い経営分析を行い、経営状況を踏まえた給与制度のあり方等について抜本的な対策を検討してください。</p>	<p>(事務)や専門スタッフ制の導入による給与水準の引下げなどを行ってきました。</p> <p>現在は経過措置期間中ではありますが、今後職員の退職による入れ替えにより職員一人あたりの給与額はさらに下がっていくことを見込んでおります。</p> <p>また、昨年度は寒冷地手当、阿南・木曾特別地域手当を廃止し、一時金化したことで割増賃金の計算の基礎となる平均賃金の水準も下げたほか、経営状況を踏まえて、労働組合との合意により平成29年度の人勧の実施を遅及せず、平成30年4月実施としたところです。</p> <p>経営状況と連動した給与のあり方についてのご指摘ですが、「給与制度は県職員に準ずる」とした地方独法移行時の労使合意事項もあり、そうした制度の運用にあたっては、様々な調整や交渉が必要となり、職員の士気低下を防ぐ意味からも慎重を要し、それなりの時間が必要であると認識しております。</p> <p>今後の給与制度のあり方については、経営状況を踏まえつつ働き方改革や人事制度改革と併せて引き続き着手可能なものから経営の安定と給与費の適正化に向けて順次取り組んでまいります。</p>
<p>公益財団法人長野県農業開発公社</p>	<p>所管課（農政部農村振興課）に対する意見</p> <p>1 公益財団法人長野県農業開発公社への適切な指導・助言</p> <p>公社は農地中間管理機構運営事業の窓口業務等を市町村等に委託していますが、委託業務の履行確認を適切に行うよう公社に対し適切な指導・助言を行ってください。</p>	<p>1 長野県農業開発公社への補助金に関する執行状況の調査については、実績報告に基づき年度末に完了検査を実施していましたが、今後は中間検査も実施し、複数回による執行状況の調査を行います。</p> <p>2 長野県農業開発公社への補助金に関する執行状況の調査については、業務委託費の執行状況を重点的に行います。</p> <p>3 長野県農業開発公社への補助金に関する執行状況の調査時は、新たに支出科目ごとの支出額一覧表の提出を求め、それに基づき調査を行います。</p>
<p>公益財団法人長野県暴力追放県民センター</p>	<p>団体等に対する意見</p> <p>1 暴力追放長野県民大会の開催地の選定</p> <p>県民大会は、毎年度県下4地区（長野市、松本市、上田市、諏訪市）において持ち回り開催していますが、当センター設立の趣旨には「暴力団を地域・職域から排除する最も有効な手立ては、地域・職域で暴力団排除意識を高め、連携した力で暴力団と対決する姿勢、すなわち住民パワーの結集が必要不可欠」と記されているため、4市に特定せず多くの市町村において開催することが効果的と考えられますので、開催地の選定について検討してください。</p>	<p>全国の暴追大会の開催状況を見ますと、県庁所在地において年1回の開催が多い中、当県では広い県土を踏まえて4地区を持ち回りとして開催しているところです。</p> <p>上記4市以外にも、市町村単位で安全大会と銘を打って暴力追放大会を開催しているところもあり、当該監査対象団体において、講師の派遣、資料の提供を通じて啓発活動に取り組んでおりますが、ご意見のとおり、今後は開催市等の意向を伺いながら検討していく所存です。</p>
<p>飯田商工会議所</p>	<p>団体等に対する意見</p> <p>1 財務諸表に対する注記の付記</p> <p>財務諸表に対する会計方針等の注記が未だ記載されていませんので、注記を付し、わかりやすい決算関係書類としてください。</p>	<p>「決算書類に対する注記」を作成し、平成29年度の収支決算書に添付しました。</p>

監査委員事務局